

川崎市病院局主観評価項目制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局競争入札の参加資格に関する規程(平成17年3月31日病院局規程第41号)に定める有資格業者(以下「事業者」という。)について、当該事業者をより適正に評価するとともに、当該事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高めることを目的とする主観評価項目制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(主観評価項目及び登録対象事業者)

第2条 主観評価項目及び主観評価項目の登録対象事業者は、次のとおりとする。

(1) 事業者の申請により登録するもの。ただし、登録対象事業者は、次のアからサに定める事業者のうち、市内業者又は準市内業者とする。

ア 障害者の雇用状況

(ア) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している事業者

(イ) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している事業者

イ 災害時における本市との協力体制(災害協定) 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入している事業者

ウ 災害時における本市との協力体制(防災協力事業所) 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしている事業者

エ 建設業労働災害防止協会の加入状況 建設業労働災害防止協会に加入している事業者

オ ISO9001の認証取得 本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者

カ ISO14001又はエコアクション21の認証取得 本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者

キ 男女共同参画(行動計画策定) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者

ク 男女共同参画(認証取得) 次世代育成支援対策推進法第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けている事業者

ケ 協力雇用主 横浜保護観察所に協力雇用主として登録がある事業者

コ 川崎市消防団協力事業所 川崎市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定基準に適合している事業所

サ かわさきSDGsパートナー(認証取得) 川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」実施要綱に基づく認証を受けている事業者

(2) 本市の資料により、本市が登録するもの

ア 優良事業者表彰 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けた事業者

イ 指名停止 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けた事業者

ウ 工事成績 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における最高点、最低点及び平均点

(主観評価項目の登録の申請)

第3条 前条第1号に掲げる主観評価項目の登録の申請は、競争入札参加資格申請時に行うものとする。ただし、競争入札参加資格申請後、新たに登録対象事業者に該当することとなった場合は、随時、登録の申請を行うことができるものとする。

(主観評価項目の登録)

第4条 主観評価項目を登録しようとする事業者は、登録対象事業者に該当することを確認できる書類として別に定める書類を添えて申請しなければならない。

2 病院事業管理者は、前項の規定により登録の申請があった場合は、申請書類を確認の上、登録するものとする。

3 定期の競争入札参加資格申請受付(2年ごとに実施する申請受付)時に申請のあった主観評価項目の登録は、当該競争入札参加資格申請に係る有資格業者登録年度の初日に行うものとする。ただし、随時の競争入札参加資格申請受付時に申請のあった主観評価項目の登録は、随時行うものとする。

(主観評価項目の登録内容の変更)

第4条の2 前条の登録後、登録内容に変更が生じた事業者は、速やかに変更内容を申請しなければならない。

(主観評価項目点)

第5条 登録された主観評価項目には、事業者ごとに次の主観評価項目点を付与するものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる主観評価項目 1項目につき10点

(2) 優良事業者表彰 10点

(3) 指名停止 指名停止期間が6月以上の場合は、-10点

指名停止期間が6月未満の場合は、-5点

2 主観評価項目点は、これを合算し、主観評価項目合計点を算出するものとする。

3 主観評価項目点の付与期間は、次のとおりとする。

(1) 第1項第1号に規定する主観評価項目点 主観評価項目の登録日から入札参加資格登録期間の末日まで

(2) 優良事業者表彰 優良事業者表彰を受けた日から、表彰日の属する年度から起算して5年度間

(3) 指名停止 指名停止の終了日の翌日から、その日の属する月から起算して6か月間(入札等における主観評価項目等の利用)

第6条 一般競争入札においては、必要に応じ、主観評価項目又は主観評価項目合計点を入札参加資格として活用するものとする。

2 指名競争入札においては、必要に応じ、主観評価項目又は主観評価項目合計点を指名業者選定の際に考慮するものとする。

(実施の細則)

第7条 この要綱の実施に関する事務は、病院局長が行うものとし、実施に関し必要な事項

は、病院局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1号キの規定は、平成31年度に係る主観評価項目制度から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。